

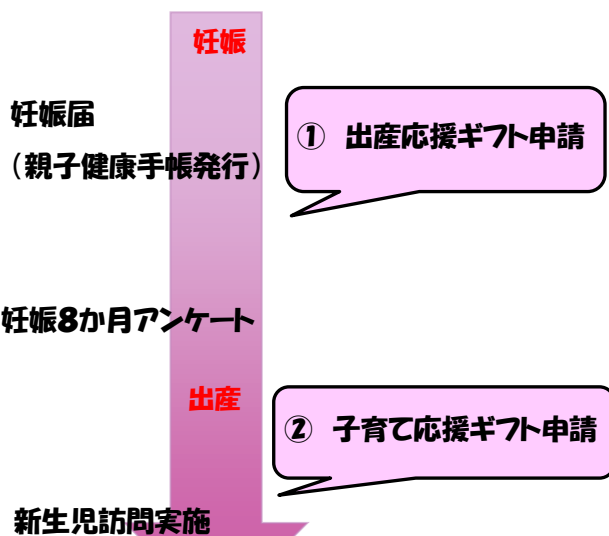
「出産・子育て応援ギフト」から

「妊婦のための支援給付」へ変わります



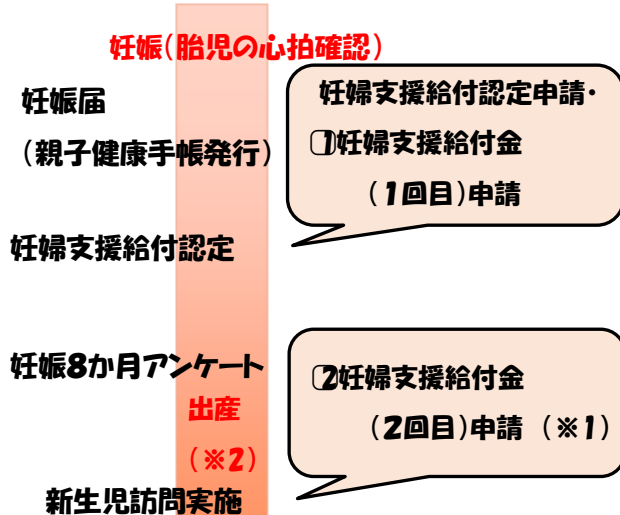
【出産・子育て応援ギフト】

(令和6年度中に妊娠届出・出産された方)



【妊婦のための支援給付】

(令和7年4月以降に妊娠届出・出産された方)



(※1)原則新生児訪問後の申請ですが、希望があれば出産予定日8週間前から申請可能です。

(※2)流産・死産等の場合も給付の対象となります。

妊婦支援給付金対象者

★給付金の支給を受けるには、「妊婦支給金給付認定」を受ける必要があります。認定後に市外へ転出された場合は、転出先の市町村で再度認定を受ける必要があります。

【妊婦支援給付金(1回目)】

令和7年度以降に妊娠の届出をされた妊婦

(胎児の心拍が確認できていること。)

※申請者は妊婦本人に限ります。

【妊婦支援給付金(2回目)】

令和7年度以降に出産した方

(原則、新生児訪問後の申請ですが、希望があれば出産予定日8週間前から申請可能です。)

※申請者は妊婦(産婦)本人に限ります。

【流産・死産等の場合(心拍確認後)】

1回目・2回目ともに給付の対象となります。市HPから申請が可能です。※申請者は妊婦本人に限ります。

妊娠の届出をしていない場合、流産・死産等が確認できる書類(医療機関の診断書等)の提出が必要です。



市HP

お問い合わせ先

長岡京市 子育て家庭センター
TEL: 075-955-9705